

ご存じですか？各種認定証

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、次の認定証の交付を受けることにより、医療費の窓口負担額および入院時の食事療養費が一定額に抑えられます。

◆限度額適用認定証

医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

※認定証を持っていない方は、医療機関での支払い額が自己負担限度額を超過した場合、高額療養費が支給されます。該当する方には申請書の保管をお願いします。

案内を送付しますので、領収書の保管をお願いします。

◆標準負担額減額認定証

(限度額適用認定証と

合わせて交付)

入院時に医療機関窓口に表示すると、食事療養費の窓口負担額が軽減されます。

◆交付申請に必要なもの

- 被保険者証(保険証)
- 入院日数の分かる病院の領収書(過去12カ月間で、表①区分オまたは、表②住民税非課税の区分Ⅱの期間での入院日数が91日以上)

なお、国民健康保険に加入し、限度額適用認定証の交付を受けている方で、8月以降も必要な場合は、交付申請をしてください(後期高齢者医療制度の加入者で引き続き該当となる方は、新しい保険証に同封して送付します)。

◆認定証の有効期限

令和7年7月31日

※有効期限前に70歳を迎える方、後期高齢者医療制度に移行する方の有効期限は異なります。

◆マイナ保険証のご利用を

国民健康保険税の未納がない方(70歳以上は、所得区分が確認できる方)は、マイナ保険証を利用することで、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。なお、限度額適用認定証の事前申請は不要です。

表① 70歳未満の国民健康保険加入者

区分		医療費の自己負担限度額(月額)	対象者	
			限度額適用認定証(※1)	標準負担額減額認定証
ア	年間所得 901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% *【4回目以降140,100円】	○	
イ	年間所得 600万円超901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% *【4回目以降93,000円】	○	
ウ	年間所得 210万円超600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% *【4回目以降44,400円】	○	
エ	年間所得 210万円以下	57,600円 *【4回目以降44,400円】	○	
オ	住民税非課税	35,400円 *【4回目以降24,600円】	○	○

年間所得=総所得金額等-基礎控除43万円(合計所得が2,400万円を超えると段階的に減少します)

*過去12カ月(1年間)に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

表② 70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者

区分			医療費の自己負担限度額(月額)		対象者	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	限度額適用認定証	標準負担額減額認定証
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% *【4回目以降140,100円】			
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% *【4回目以降93,000円】		○	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% *【4回目以降44,400円】		○	
一般		課税所得 145万円未満	18,000円(※4) 【年間上限144,000円】	57,600円 *【4回目以降44,400円】		
住民税非課税		区分Ⅱ(※3)		24,600円	○	○
		区分Ⅰ(※2)	8,000円	15,000円	○	○

課税所得690万円以上の方および一般区分の方は、限度額適用認定証なしで自己負担限度額までの窓口負担となります。

*過去12カ月(1年間)に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

表③ 入院時食事療養費の自己負担額(1食あたり)

区分		負担額
現役並み所得者および一般(下記以外)		490円
区分オおよび区分Ⅱ	過去12カ月の入院日数が90日以内	230円
	過去12カ月の入院日数が91日以上	180円
区分Ⅰ		110円

問合せ
国保年金課(2階)
☎(20)1503 FAX(20)1600

※4 後期高齢者医療制度の加入者で、負担割合が2割の方には、外来受診の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3000円までに抑える配慮措置が適用されます(令和7年9月末まで)。

※3 国民健康保険の加入者全員と世帯主(後期高齢者医療制度の場合は世帯全員)が住民税非課税で「区分Ⅰ」以外の方

※2 国民健康保険の加入者全員と世帯主(後期高齢者医療制度の場合は世帯全員)が住民税非課税で各所得が必要経費・控除(公的年金は控除額80万円。給与所得者の場合は、給与所得控除に加え10万円を控除)を差し引いたときに0円となる方

※1 保険税の未納がない世帯に限る

友だち募集中心!

